＜様式１＞

平成 年 月 日

 公益財団法人人権教育啓発推進センター　殿

 住 所

 名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　印

印刷物基準実績報告書

　件　名　：

１．印刷用紙（塗工されていないもの及び塗工されているもの）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基　準 | 実　績 | 基準を満たせなかった理由 |
| ①　次のいずれかの要件を満たすこと。ア．塗工されていないものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成30年2月9日変更閣議決定）の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。イ．塗工されているものにあっては、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び塗工量を「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成30年2月9日変更閣議決定）の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 | 総合評価値　　（　　　） |  |
| ②　バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 | 　　 |  |
| ③　「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成30年2月9日変更閣議決定）による、製品の総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）がウエブサイト等で容易に確認できること。 |  |  |
| ④　再生利用しにくい加工が施されていないこと。（プラスチックをラミネート又はコーティングされていない等。） |  |  |

２．印刷

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基　準 | 実　績 | 基準を満たせなかった理由 |
| ①　「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成30年2月9日変更閣議決定）における印刷・情報用紙に係る判断の基準を満たす用紙が使用されていること。を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 |  |  |
| ② 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成30年2月9日変更閣議決定）に掲載の表「古紙リサイクル適性ランクリスト」に示されたＢ、Ｃ及びＤランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成30年2月9日変更閣議決定）に従い記載すること。 |  |  |
| ③　印刷物へリサイクル適性を「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成30年2月9日変更閣議決定）に従い表示すること。 |  |  |
| ④　印刷の各工程において、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成30年2月9日変更閣議決定）に掲載の表「オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準」に示された環境配慮のための措置が講じられていること。 |  |  |
| ⑤　オフセット印刷ア．植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。イ．インキの化学安全性が確認されていること。 |  |  |
| ⑥　デジタル印刷ア．電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成30年2月9日変更閣議決定）におけるトナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（「トナーカートリッジ」参照。）を満たすトナーが使用されていること。イ．電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。 |  |  |